

定 款

(2025年6月24日変更)



第一実業株式会社

第一実業株式会社定款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当会社は、第一実業株式会社と称し、英文ではD A I I C H I J I T S U G Y O C O., LTD.とする。

第2条 (目的)

当会社は、下記の事業を営むことを目的とする。

① 次の物品の貿易及び国内販売

- イ. 各種機械器具（計量器、医療用具を含む）、電気・電子機器、車両、船舶、航空機及びこれらの部品
- ロ. 金属材料、金物類
- ハ. 工業薬品（毒物、劇物、アルコール、火薬類を含む）、合成樹脂、化成品
- ニ. 食料品、油脂類
- ホ. 樹木、木材、建築用資材及びセメント・ガラスその他窯業製品
- ヘ. 繊維、紙、パルプ、皮革、毛皮及びこれらの製品
- ト. 石炭、石油、ガス及びこれらの関連製品

② 前号物品の開発、探鉱、生産、製造及び加工業

③ 各種機械器具、電気・電子機器、車両、船舶及び航空機の修理、据付工事請負、賃貸借及び管理業

④ 建設業並びに建築物の設計及び工事監理業

⑤ 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理業

⑥ 工業所有権、ノウハウ、システムエンジニアリングその他ソフトウェアの取得、企画、開発、保全、利用、処分及びこれらの仲介

⑦ 情報システムに関する調査及び研究業務、ソフトウェア及びハードウェアの設計、開発、販売、輸出、賃貸借、コンサルティング業務、情報システムの運営、管理及び保守業務、情報システムに関する教育訓練業務

⑧ 情報提供・処理サービス業

⑨ 電気通信事業

- ⑩ 自家発電設備、再生可能エネルギー発電設備及びその排熱利用による電気・熱エネルギーの供給及び販売並びに設備の販売、賃貸借、設計、施工、運転、監視、メンテナンス事業
- ⑪ 植物・農産物の生産、加工、販売及び植物・農産物の生産に関する調査、研究、開発並びに工場設備、ノウハウ、システムの国内販売及び輸出入
- ⑫ 古物売買業
- ⑬ 産業廃棄物の収集、運搬及び処分業
- ⑭ 金銭の貸付、債務の保証・引受及び債権の売買等の金融業
- ⑮ 前各号の代理業
- ⑯ 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- ⑰ 生命保険の募集に関する業務
- ⑱ 労働者派遣事業
- ⑲ 旅行業代理店業
- ⑳ 前各号に掲げるものの附帯業務

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第 4 条 (公 告)

当会社の公告は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、9,600万株とする。

第 6 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第 7 条 (単元未満株主の売渡請求)

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。

第 8 条 (単元未満株主の権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 前条に定める請求をする権利

第 9 条 (株主名簿管理人)

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 10 条 (株式取扱規則)

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款に定めるもののほかは取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規則による。

第 11 条 (基準日)

1. 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主を以て、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者を以てその権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

第12条 (株主総会)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときこれを招集する。

第13条 (招集及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集し議長となる。社長に事故ある場合は、取締役会の定めた他の取締役がこれに代る。

第14条 (電子提供措置等)

1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第325条の2の規定による電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5の規定による書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条 (決議の方法)

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を以てこれを行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数を以てこれを行う。

第16条 (議決権の代理行使)

1. 株主は、当会社の議決権ある他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。
2. 前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第17条 (取締役会の設置)

当会社は、取締役会を置く。

第 18 条 (員 数)

1. 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第 19 条 (選 任)

1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数を以てこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条 (任 期)

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 21 条 (代表取締役及び役付取締役)

1. 取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

第 22 条 (招集及び議長)

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し議長となる。但し、会長がある場合には、会長が議長となる。社長（前記但書の場合は会長）に事故ある場合は、取締役会の定めた他の取締役がこれ

に代る。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発する。但し、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。
3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 23 条 (決議の方法)

1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数を以てこれを行う。
2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第 24 条 (重要な業務執行の決定の委任)

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 25 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものほかは取締役会の定める取締役会規程による。

第 26 条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 27 条 (取締役との責任限定契約)

当会社は、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 28 条 (監査等委員会の設置)

当会社は、監査等委員会を置く。

第 29 条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会の決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 30 条 (招 集)

1. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までにこれを発する。但し、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 31 条 (決議の方法)

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数を以てこれを行う。

第 32 条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほかは監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

第 33 条 (会計監査人の設置)

当会社は、会計監査人を置く。

第 34 条 (選任方法)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 35 条 (任 期)

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 36 条 (報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 37 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 38 条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 39 条 (剰余金の配当の基準日)

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 40 条 (配当金の除斥期間等)

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。
2. 前項の金銭には利息はつけないものとする。

附 則

2025年6月開催の第102期定時株主総会において決議された監査等委員会設置会社への移行に関する定款一部変更の効力が生ずる前の社外監査役（社外監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。